

参考 1

本日の会議を欠席された委員からの意見

第3回京都市にふさわしい民泊の在り方検討会議における意見

京都大学大学院法学研究科
教授 原田 大樹

第3回京都市にふさわしい民泊の在り方検討会議における検討内容について、以下の意見を提出します。

1 共同住宅における取扱いについて

検討案の方向に基本的に賛成します。共同住宅の入口部分での部屋番号掲示は、共同住宅の住人向けというより、宿泊者（あるいは宿泊者を送り届けたタクシー事業者）の利便確保のための措置と位置付けるべきと思います。

ゲストパスの携行は、管理者の義務規定とするのであれば、交付義務とすべきだと思います（宿泊者が携行する、あるいは住民の求めに応じて提示することを求めるならば、宿泊者の努力義務にとどめるべきと思います）。

2 京町家の保全・活用と安全確保

防火対策・避難対策を十分に講じた京町家を利用した民泊に対して認証制度を設け、宿泊者を誘引することを検討すべきと思います。

3 管理者の駆け付け要件

管理者の義務規定とすることには賛成します。規定の仕方としては条例上は「速やかに」とし、具体的な時間ないし距離については施行規則等で規定することも検討すべきと思います。

4 共同住宅

賃貸マンションにおける営業要件の設定について、契約書により営業を認めていることを証する書面に加えて、賃借人に対して事業に供している部屋の番号や宿泊者が掲示等の方法で通知される体制がとられていることを証する書面も提出させることを検討すべきと思います。